

平成29年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

議案第27号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置を拡充するものです。

○ 内 容

（1）保険料率等の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割	・ 所得割	
（医療分） 100 分の 6.86	（医療分） 100 分の 7.47	0.61
（支援金分）100 分の 2.02	（支援金分）100 分の 1.96	△0.06
（介護分） 100 分の 1.10	（介護分） 100 分の 1.09	△0.01
・ 均等割	・ 均等割	
（医療分） 3 万 5,400 円	（医療分） 3 万 8,400 円	3,000 円
（支援金分） 1 万 800 円	（支援金分） 1 万 1,100 円	300 円
（介護分） 1 万 4,700 円	（介護分） 1 万 5,600 円	900 円

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

（2）被保険者均等割額の減額措置の拡充

5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

（3）その他規定の整備

○ 施行期日 平成29年4月1日